

## 6次産業化プランナー設置要綱

### (目的)

第1条 ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「協議会」という。）が6次産業化ネットワーク活動交付金による農林漁業者等へのサポート活動を効率的かつ効果的に実施するため、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要領（平成25年5月16日付け25食産623号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）及び本要綱の定めるところにより、6次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援する人材として6次産業化プランナーを設置する。

### (業務内容)

第2条 6次産業化プランナーは、今後6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等を訪問し、課題の解決に向け助言等を行うほか、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ等を行う。

### (担うべき役割及び期待する成果)

第3条 6次産業化プランナーは、自らがもつ人脈、ネットワーク及び専門分野の知識・識見等を活かし、第2条に定める業務を遂行することで、農林漁業者等による6次産業化の取組を支援する。

### (選定)

第4条 協議会は、必要に応じて6次産業化プランナーの公募を行う。

- 2 6次産業化プランナーの登録を希望する者は6次産業化プランナー選定申請書（別紙様式1）を協議会に提出するものとする。
- 3 協議会は、別に定める兵庫6次産業化プランナー選定委員会において、選定申請書の提出のあった者から、別に定める選定基準に基づき、6次産業化プランナーの選定を行うこととする。
- 4 第1項から第3項の規定に関わらず、過去に協議会から6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績がある者（以下「既存プランナー」という。）については選定されているものと見なす（過去の満足度調査における評価が低い者を除く）。

### (登録)

第5条 第4条に基づき選定された者及び既存プランナーは、6次産業化プランナー登録申請書（別紙様式2）及び第12条に定める個人情報等に関する秘密保持について誓約書（別紙様式3）を提出する。

- 2 協議会は、第1項の書類の提出のあった者を6次産業化プランナーとして、次に掲げる事項を登録する。6次産業化プランナーは、登録事項に変更があった場合、遅滞なく登録事項の変更について登録事項変更届出書（別紙様式4）を協議会へ届け出るものとする。

(1) 氏名（通称名がある場合は本名及び通称名）

(2) 連絡先の所在地及び電話番号等

(3) 専門分野及び専門分野に関する職務歴、有する資格等

- 3 6次産業化プランナーの登録期間は、登録された日から協議会が実施する当該年度の6次産業化ネットワーク活動交付金の事業完了の日までとする。

(業務の実施及び管理の方法)

第6条 6次産業化プランナーの主たる業務実施場所は、兵庫県域内とする。

2 協議会が必要と認める場合は、県域外に派遣することができる。

3 協議会は、6次産業化プランナーによる支援活動の内容を記録するため、相談者カルテ(実施要領別記1様式第2号)を作成する。

4 協議会は、6次産業化プランナーに業務の実施のため、出張依頼書(別紙様式5)により出張を依頼することができる。

5 6次産業化プランナーは、原則として出張のあった日から1週間以内又は翌月の5日のいずれか早い日までに、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策の内容等について整理し、相談者カルテに記載するほか、相談者カルテの情報を適宜更新し、移動経路報告書(別紙様式6)とともに協議会に提出する。

6 協議会は、6次産業化プランナーから提出のあった相談者カルテの内容を確認し、必要に応じて6次産業化プランナーと今後の指導内容等について協議を行う。

(評価)

第7条 協議会は、6次産業化プランナーの評価を行うため、派遣の都度、派遣先に対して、派遣したプランナーに係る満足度調査票(実施要領別記1様式第3号)により、満足度調査を行う。

2 協議会は、6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテ及びその派遣に係る満足度調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの評価シート(実施要領別記1様式4号)により評価を行う。

(謝金及び活動旅費の支給)

第8条 謝金及び活動旅費は、第6条第5項の相談者カルテ及び移動経路報告書に基づき、別に定める額を支払う。

(禁止行為)

第9条 6次産業化プランナーは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 履歴を詐称すること。

(2) 協議会の禁止又は注意の指示に従わないこと。

(3) 協議会の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。

(4) 協議会が依頼した業務に関連して知り得た協議会又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること。

(5) 6次産業化プランナーの身分において、協議会以外の者から不当に金銭を収受すること。

(6) 協議会の名称、略称若しくは呼称(以下「名称等」という。)、協議会の事業の名称等又は6次産業化プランナーの名称等をみだりに使用すること。

(7) 虚偽の報告をすること。

(8) その他協議会の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと。

(業務関連行為の取り扱い)

第10条 6次産業化プランナーは、協議会が依頼した業務に関連して、協議会が依頼した業務と密接に関連する協議会以外の者の業務に従事する場合は、事前に協議会の承認を受けるものとする。

(寄稿・講演等の取り扱い)

第11条 6次産業化プランナーは、協議会が依頼した業務に関連して新聞、雑誌等への寄稿、出版、講演等をしようとするときは、事前に協議会の承認を受けるものとする。

(秘密保持)

第12条 6次産業化プランナーは、業務を行うにあたり農林漁業者等の個人情報及び営業秘密（以下「個人情報等」という。）を取り扱うときは、別に定める「6次産業化プランナー個人情報等取扱規程」を遵守しなければならない。

(解任)

第13条 協議会は、6次産業化プランナーが次の各号のいずれか一つに該当することとなったときは、6次産業化プランナーを解任することができる。

(1) 第9条から前条までの規定に違反したとき

(2) 正当な理由なく協議会が依頼した業務を実施しないとき

(3) 協議会が依頼した業務を遂行できないと認められるとき

(4) 協議会からの信頼を著しく損ねたとき

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき

(6) 本人が6次産業化プランナーの解任を申し出たとき

(7) 登録期間を満了したとき

(8) 本人が死亡したとき又は連絡がとれなくなったとき

(9) その他、協議会の業務上やむを得ない事情が生じたとき

2 協議会は、前項(1)から(5)まで又は(9)の理由により6次産業化プランナーを解任する場合は、その旨を書面により6次産業化プランナーに通知する。

(損害賠償)

第14条 6次産業化プランナーが故意又は重大な過失により、協議会に対して損害を与えたときは、協議会は当該6次産業化プランナーに対し、損害の一部又は全部について損害賠償させることができる。

(解任後の効力)

第15条 次に掲げる事項については、6次産業化プランナーが解任された後においても、なお、その効力を有するものとする。

(1) 第9条(4)に定める秘密の漏洩及び盗用に関する事項

(2) 第11条に定める寄稿・講演等の取扱いに関する事項

(3) 第12条に定める秘密保持に関する事項

(4) 第14条に定める損害賠償に関する事項

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、6次産業化プランナーに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

3 この要綱は、平成27年4月15日から施行する。